

派遣事業や指導者の養成事業、各競技団体が行う全国大会の開催事業等への助成を行うとともに、同協会においても、組織強化や主催大会の実施、国際大会への日本選手団派遣、パラリンピック競技大会のメダリストへの報奨金や選手の育成強化を図るための、各企業への協賛や募金の呼びかけなどを行っている。



第29回大分国際車いすマラソン大会

（2）文化活動の振興

最近では、障害のある人によるコンサートや、障害のある人も楽しめる舞台芸術公演、展覧会等も各地で開催されるようになってきている。また、国立劇場や新国立劇場においては、障害のある人の入場料の割引を、国立美術館、国立博物館においては、展覧会の入場料の無料を実施しているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館などにおいて、車いす使用者でも利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第9回全国障害者芸術・文化祭しずおか大会」（平成21年度）が静岡県において開催された。



第9回全国障害者芸術・文化祭しずおか大会

6 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

（1）福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。平成18年10月の「障害者自立支援法」の第二次施行に伴い、それぞれの定義の明確化や給付対象品目の見直しを行った。補装具については、従前の現物給付から同法に基づく補装具費として、購入又は修理に要する費用の支給制度に改めたところである。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車いす、盲人安全つえ、補聴器等の補装具の購入又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものである。平成18年10月の「障害者自立支援法」の第二次施行に伴い、日常生活用具給付等事業は地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用が可能となった。

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、全国障害者スポーツ大会として開催されています。平成20年度からは、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっています。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会（本大会）の直後に、当該開催都道府県で行われています。

平成21年度の第9回大会は、新潟県において開催されました。



全国障害者スポーツ大会（第9回新潟）

○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、昭和42年度から開催されています。

平成21年度には、第43回夏季大会が福島県において、また、第47回冬季大会が北海道において開催されました。なお、以降の冬季大会については、4年に1度の開催とされました。

○ジャパンパラリンピック競技大会

競技力の向上と国際大会へ派遣する選手の選考を目的とした本大会は、平成3年度から陸上競技と水泳、5年度からスキー、6年度からアイススレッジホッケー、10年度からアーチェリーの大会が、各々開催されています。

陸上競技、水泳及びスキーの大会には、身体に障害のある人と知的障害のある人が、また、アイススレッジホッケー及びアーチェリーの大会には身体に障害のある人が参加しています。

○アジアパラ競技大会（旧フェスピック大会）

アジアパラリンピック委員会が主催するアジア（中東地域を含む）地域の障害者スポーツ大会です。

東アジア及び南太平洋の国々・地域の障害者スポーツ大会として、昭和50年から平成18年までの間に9回に渡り開催されてきたフェスピック大会を前身としています。

平成22年に中国の広州市で開催予定の本大会は、フェスピック大会の歴史を引き継ぎ、「第10回アジアパラ競技大会」として開催される予定です。

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

夏季大会は1924年を第1回としており、2009年9月、台湾の台北市において第21回大会が開催されました。次回は、2013年8月、ギリシャのアテネにおいて開催されます。

冬季大会は1949年を第1回としており、2007年2月、アメリカのソルトレークシティにおいて第16回大会が開催されました。次回は2011年2月、スロバキアにおいて開催されます。



第21回夏季デフリンピック（台北2009）

○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会です。

夏季大会は1968年を第1回としており、2007年には中華人民共和国の上海市において第12回大会が開催されました。

冬季大会は1977年を第1回としており、第9回大会が、2009年2月7日から2月13日までの7日間、アメリカのアイダホ州において開催されました。

○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されています。

2008年9月、中国の北京において第13回大会が開催されました。次回は、2012年8月、イギリスのロンドンにおいて開催されます。

冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されています。2010年3月には、カナダのバンクーバーにおいて、第10回大会が開催されました。

身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品については、消費税は非課税とされている。

(2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。

財団法人テクノエイド協会

<http://www.techno-aids.or.jp>

(3) 研究開発の推進

少子高齢化が進展する中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援することを通じて、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図っている。平成21年度においては、身体に障害のある人に真に役立つ福祉機器の開発普及等を推進し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携を促進するため、財団法人テクノエイド協会に委託して、「障害者自立支援機器の情報収集・発信システム」を構築した。

研究開発については、従来より国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、「障害者の自立と社会参加ならびにQOL（Quality of Life）の向上」を目的としたリハビリテーション支援システム、支援技術、福祉機器に関する研究開発及び評価法の研究開発を行っている。

平成5年度より「福祉用具法」に基づく「福祉用具実用化開発推進事業」の下、高齢者や障害のある人、介護者の生活の質の向上を目的として優れた技術や創意工夫のある福祉用

具の実用化開発を行う民間企業等に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の助成を行い、制度発足以来、21年度までに174件のテーマを採択している。

財団法人テクノエイド協会では、厚生労働省の委託等を受けて調査研究を行っているほか、「福祉用具研究開発助成事業」として、平成元年度より民間事業者等が行う研究開発に対し助成を行っており、これまで264テーマが終了し（平成21年度末現在）、21年度は、文字盤面の凹凸変化により時刻を示す触読式時計の開発等新たな研究開発テーマに助成を行った。

障害のある人を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を実施している。

また、「新健康フロンティア戦略」においては、障害のある人の社会参加を容易にする技術や身体機能の補完・強化技術等の開発を進めることとしている。

(4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。このため、日本工業規格（JIS）等を活用した福祉用具の標準化を推進している。平成16年度より、介護保険法対象品目についてのJIS化調査を開始し、17年度には在宅用電動介護用ベッド（JIST9254）、18年度には手動車いす（JIST9201）、電動車いす（JIST9203）、

19年度には電動立上り 補助いす(JIST9255)、家庭用段差解消機(JIST9252)の規格を制定・改正し、20年度には新たに移動・移乗支援用リフト 関係5 規格(JIST9241-1~5)、車いす用可搬形スロープ(JIST9207)を制定するとともに、安全性向上の観点からベッド用手すりを包含した規格として在宅用電動介護用ベッド(JIST9254)を改正した。21年度には入浴用製品3 規格(T9257~59)を制定するとともに、補助いす安全性向上の観点から、電動車いす(T9203)の一部を抜き出し、ハンドル形電動車いす(T9208)として新たに制定した。また、補装具費支給制度においては、16年に座位保持装置部品の認定基準を策定(18年度改訂)し、支給品の安全性の確保に活用している。国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構(ISO)の福祉用具技術委員会(ISO/TC173)や義肢装具技術委員会(ISO/TC168)での活動に参加している。19年度には、福祉用具の分類と用語(ISO9999)が改正されている。

平成13年11月に、規格作成時における高齢者・障害のある人への配慮事項を取りまとめた「ISO/IECガイド 71」が国際規格として制定され、我が国も15年6月に同ガイドをJISZ8071として制定した。現在、これに基づき高齢者や障害のある人にも使いやすい設計とするためのアクセシブル・デザインに関連するJIS規格の作成が進められている。国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構(ISO)の包装技術委員会(ISO/TC122)や人間工学技術委員会(ISO/TC159)での活動への参加とともに、これら委員会への日中韓3カ国による規格案の共同提案を行っている。21年度にはアクセシブル・デザインについて、より専門的かつ集中的な議論をするため、我が国からの提案によって福祉用具技術委員会(ISO/TC173)に新たにアクセシブル・デザイン分科委員会

(SC7) が設立された。

7 サービスの質の向上

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、平成12年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施した。また、翌年7月には前年度の評価実績を踏まえて評価基準を見直す等、自己評価の普及を図ってきた。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・促進を図るため、平成16年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知したところであり、これに伴い、17年3月に、障害者・児施設に関する各項目の判断基準等を各都道府県に通知した。

8 専門職種の養成・確保

(1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業従事者等に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生の充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

国民の福祉サービスに対する需要が多様化・高度化してきたことから、昭和62年5月、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、福祉・介護サービスが現場において着実に定着してきた。

具体的には、身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登